

欧州特許庁における生成AI活用の概要

欧州特許庁（EPO）は特許の調査・審査や関連サービスにおいて、近年**生成AIを含む人工知能（AI）技術の導入を積極的に進めています**。特に、先行技術調査を支援する検索ツールや、法律情報を対話形式で提供するチャットボットなどを実装し、業務効率と質の向上を図っています¹²。EPOはAI戦略（「**Strategic Plan 2028**」等）に基づき、**人間中心（human-centric）かつ責任あるAI活用**を掲げ、AIはあくまで**審査官を補助するツール**として位置付けています。その成果として、**特許分類の自動化や検索の高速化**による審査の迅速化、ナレッジ共有の効率化など多方面でメリットが現れ始めています。もっとも、**AIのバイアスや誤答（ハルシネーション）、ブラックボックス性**といった課題にも十分留意しており、**最終判断は常に人間が行う・AI出力の検証を徹底する**などガバナンス体制を整備しています³。以下では、EPOにおける生成AI導入の状況と活用領域、それを支える戦略・ガバナンス、メリット・課題、欧州各国特許庁の動向、民間連携、出願人側への対応、そして今後の展望について詳述します。また、**2025年の米国特許商標庁（USPTO）による生成AI戦略の転換**（AI戦略文書策定や内部ツール導入、外部AI利用禁止措置、倫理ガイダンス発出等）がEPOおよび欧州の特許行政に与えた影響についても考察します。

EPOにおける生成AI導入状況と活用領域

EPOは特許審査プロセスおよびユーザー向けサービスの各段階にAIツールを導入しており、**生成AI技術を用いたツールも実用化**し始めています。以下に主要な導入ツールと活用領域をまとめます。

- ・**先行技術文献検索（Prior Art Search）**：2023年8月、EPOは「**AI-PreSearch**」と呼ばれるAI駆動の検索ツールを導入しました²。これは**特許データベース内の全文献をベクトル空間化**し、特許審査官が関連文献を効率よく発見できるよう支援するものです。具体的には、EPOが独自に開発した**特許テキスト訓練済み言語モデル「EP-RoBERTa」**を活用し、数億件規模の文献ベクトルを用いた類似文献検索を実現しています⁴。このAIにより、**出願クレームと技術文献とのセマンティックな類似性に基づく文献候補提示**が可能となり、従来のキーワード検索を補完しています。期待される効果は、**ルーチ的な文献探索作業の自動化による審査効率向上**であり、審査官はより重要な判断業務に集中できるとされています⁵⁶。もっとも、現状では技術的ニュアンスや法的判断を完全にAIが理解するには限界があるとも指摘されており、人間の専門的判断を置き換えるまでには至っていないと評価されています⁷⁸。つまり、**AI-PreSearchは有用な補助ではあるものの「期待ほどの万能ではない」**という慎重な見方もあり、EPO自体もAIは人間を拡張するツールと位置付けています⁹¹⁰。

- ・**特許分類（分類付与・ファイル配分）**：特許出願の分類付与や振り分け業務にもAIが活用されています。EPOは**Cooperative Patent Classification（CPC）の自動分類**に長年取り組んでおり、過去にはルールベース手法も導入しましたが現在は**機械学習（ニューラルネット）ベースの分類器**を運用しています¹¹¹²。新規出願を適切な技術分野の審査官チームへ割り当てる「**プレ分類（Pre-classification）**」では、約1400の技術範囲ラベルに対し、数十万件の過去データで学習したモデル（EP-BERT/EP-RoBERTa）が用いられ、2023年までにその全件展開が完了しました¹³¹⁴。これにより、**従来数か月かかっていた手動振り分けが数週間で実現**するなど大幅な効率化が報告されています¹⁵。またEPOは2023年11月、**出願案件を最適な審査官に自動配分する「デジタルファイル配分（DFA）」システム**をAIベースで本格導入し、人手による割当てを順次置き換えました¹⁶¹⁷。SP2028によれば、このAI配分の的中率を90%に高めることを目標としています¹⁸¹⁹。さらに、既公開特許公報の**全文分類（Full-classification）**や、分類体系改訂時の**再分類**にもAIを活用し、CPC付与の網羅性・一貫性向上に努めています²⁰¹³。一例として、EPOは2023年11月に一般向けサービスとして「**CPCテキスト分類支援ツール**」を公開しました²¹。このツールは**入力した特許要約や発明内容のテキスト（英・仏・独対応）からAIが適切なCPC分類記号を即時提案**するもので、

Espacenetと連動して関連特許公報の検索も容易にします^{21 22}。短い文章からでも適切な分類シンボル候補が得られるため、**出願人や検索者が広大な分類体系から適切な分類を見つけるのを支援する効果**があります。なおEPOは、**未公開の発明内容を入力しないよう注意喚起**しており（機密保持上の配慮）^{23 24}、この点でもAI利用時のガバナンスが示唆されます。

- ・**機械翻訳（多言語対応）**：EPOは多言語特許文献へのアクセス向上のため、**機械翻訳にも早くからAIを導入**しています。代表例が「Patent Translate」で、2012年にGoogle社との協力でサービスを開始しました²⁵。当初は統計的翻訳でしたが2017年には**ニューラル機械翻訳（NMT）**に刷新され、現在では英語⇄仏語・独語・他欧州語など主要言語間で高精度な特許文献翻訳を提供しています²⁶。この協業は**民間AI技術を取り入れた好例**であり、ユーザーは無料で膨大な特許公報を自国語に翻訳できるようになりました。加えて、前述の法律情報チャットボット（後述）にも**多言語対応**が組み込まれており、生成された回答や法律情報を**希望する言語に即時翻訳**する機能があります²⁷。EPOはEU加盟国を含む多様な言語利用者に配慮し、**AI翻訳により言語の壁を低減**しています。

- ・**法律情報検索・ユーザー支援**：EPOが近年注力しているのが、**生成AIを用いた対話型の法律情報プラットフォーム**です。2024年に試験運用され、**2025年2月に正式リリース**された「Legal Interactive Platform（LIP）」はその代表例です^{28 1}。これは**特許法や審査手続に関する膨大な文書（EPC条文、審査基準、判例集等 約6000ページ）をコーパス**として、ユーザーの自然言語質問に対し**生成AIが即座に要点をまとめて回答**するシステムです^{29 30}。MyEPOポータル内で提供され、ユーザー（出願人・代理人や一般利用者）は会話的に質問を入力するだけで、関連する法条や判例の短い要約と該当文書へのリンクが得られます^{31 32}。例えば「分割出願が拒絶され得るのはどんな場合か？」等と質問すれば、生成AIがEPC規定や解釈指針を参照しながら要件を整理して答えてくれるイメージです。図：EPOのLegal Interactive Platformのインターフェース。ユーザーの自由入力による法律質問に対し、関連法条やガイドラインを要約した回答が返ってくる（回答内容はAI生成であり正確性の保証はない旨の注意書きが見える）。^{1 32}

LIPはEPO初の生成AIベースのオンラインサービスであり、内部では2024年から審査官も活用して検証してきました^{31 33}。外部ユーザー170社によるパイロット利用でも評判は上々で、「**従来のマニュアル検索を置き換える主要なリファレンスツールになった**」「**ドラフト作成時に関連法条を即座に確認でき業務が効率化した**」等のフィードバックが得られています^{34 35}。とりわけ、新人研修への活用で「**新人が必要な法知識を素早く身につけられる**」との指摘もあり、ナレッジベースとしての価値も評価されています^{36 37}。このプラットフォームは**チャット履歴の保存機能**も備えており（問い合わせ履歴をあとで参照可能）³⁸、ユーザーが継続的に学習・調査するのに役立つ設計です。もっとも**生成AI特有のリスク**にも配慮し、回答履歴画面には「AI生成情報は不正確な場合がある」旨の注意喚起も表示されています（上図参照）。総じてLIPは、**最新技術によるユーザー支援と情報アクセス性向上**を象徴するサービスと言えます。

- ・**審査官支援・内部業務効率化**：上記の各種AIツールは総じて**審査官の業務支援**を目的としています。例えば、AIによる事前調査（プリサーチ）や自動分類で**審査官が扱うべき重要文献や適切な分類を漏れなく提示**することで、検索漏れ防止や審査の質向上に貢献します^{39 40}。また**ルーチン作業の自動化**（ファイル配分や定型文検索など）により、審査官は判断に集中できる時間が増えます⁴¹。EPO内では他にも、過去審査経過や他国審査情報の分析、庁内ナレッジ共有などにAIを活用する試みがあります（例えば過去の審査書類から引用箇所を自動抽出する実験等）。さらに、人事や財務といった**行政部門でもAI分析によるリソース配分や予測**を行い、組織運営の効率化・公平化に役立てる可能性が示されています^{42 43}。要するに、**EPO全体でAIを業務のあらゆる側面に統合し、迅速で一貫性あるサービス提供を目指す**方向性です。ただし「**最終的な判断や意思決定は常に人間が行う**」という原則がEPOでは強調されており、AIは提案・分析を行う裏方に徹し、人間審査官の判断をサポートする立場に留められています。

以上のように、EPOでは**先行技術調査、分類、翻訳、法律情報検索、内部支援**と幅広い領域でAIが導入され、生成AIもその一角を担いつつあります。それらは**戦略計画（SP2028）に沿って統合的に進められており、特許審査の質・効率・ユーザー利便性を高めることが狙い**です。

導入の目的・背景とAI戦略

EPOがAI導入を進める背景には、特許出願件数の増加や技術の高度化に対し、限られた人的リソースで質の高い審査を維持する必要性があります。近年、AIやデジタル技術分野の出願が急増し技術も複雑化する中、審査官一人ひとりの負担は大きくなる傾向にありました。実際、近年の特許異議の統計では、**争われた特許の75%が全部または一部取消になっている**との指摘があり、これは**検索・審査の質を更に向上させる余地を示唆**しています⁴⁴。またEPOでは**将来的な審査官人員の不足**も懸念されており（定年退職等による人員減）、こうした課題に対応する手段としてAIが注目されました⁶。つまり、「**より少ない人的資源で、より多くの出願に迅速かつ確に対応する**」ためのツールとしてAI導入が推進されたのです。

このような状況認識のもと、EPOは**組織的なAI戦略**を策定しています。直近では**2025年2月に「EPO AI Policy」**と題する包括的な内部方針を公表し、AI利用の原則やリスク管理策を明文化しました⁴⁵。また、中期経営計画である「**戦略計画2028（SP2028）**」でもデジタル変革とAI活用が重要施策に位置付けられています⁴⁶⁴⁷。SP2028では、「**最新テクノロジー導入によるインフラ強化と特許付与手続のデジタル化**」が掲げられ、AIはそれを実現する鍵とみなされています⁴⁶⁴⁸。具体的な目標例として、前述の**AIファイル配分の精度向上や全検索業務のターンアラウンドタイム6か月以内統一**などが設定されています⁴⁹¹⁶。これらはAI等の活用で生産性を向上させることで、「**持続可能な審査体制**」を築こうとする戦略と言えます。

EPOのAI戦略の基本理念は、「**AIに親和的であること（The EPO is AI-friendly）**」と同時に「**人間中心であること**」です⁵⁰⁵¹。AIを積極的に採り入れつつ、その運用は常に人間の判断を補助・強化する形で行い、**最終的な責任は人間が負う**と明言しています⁵²⁵³。EPOはこれを“**Human + AI = Better outcome**”と表現しており、AI単独よりも人間と協働することで品質と効率が向上すると考えています¹⁰⁵⁴。したがって、EPOでは**完全自動審査のような構想は現時点で採られておらず**、あくまで審査官の能力を拡張するツールとしてAIを使う方針です。

戦略実行にあたっては**国際協力や知見共有**も重視されます。EPOは米国、日本、中国、韓国との**五大特許庁（IP5）フレームワーク**で2017年以降「新興技術/AI作業部会」を設置し、各庁のAI導入に関するロードマップ情報を交換・協調しています⁵⁵⁵⁶。2024年4月のIP5次長級会合でも、「**新興技術・AIロードマップの進捗確認と今後の協力方針**」が議題となり、IP5全体でAI活用による業務高度化を図る方針が確認されています⁵⁷⁵⁸。またEPOと米国USPTOは**協同で特許分類体系（CPC）を運用管理**しており、2025年2月の年次会合でも「**AIを用いた分類支援や研修サポート**」について両庁からアップデートが共有されました⁵⁹⁶⁰。このように、EPOは**国際的なベンチマーキングや共同プロジェクトを通じ、AI導入におけるベストプラクティスを取り入れつつ欧州の実情に合わせた戦略を練っている**のです。欧州連合におけるAI規制（AI法案）にも注意を払い、**EUの倫理基準やデータ保護規範に沿った実装を心掛けている**点も特徴と言えます⁶¹⁶²。例えば、オーストリア特許庁は政府のAI戦略やEUのAI法案に則りつつ、AIベースの特許プレ分類・プリサーチを試行していると報告されています⁶¹⁶³。EPO自身も独立機関ながらEU加盟国の協調を尊重し、倫理面・法令面での整合性を図りながらAI戦略を展開しています。

総じて、EPOのAI導入目的は「**審査の質と効率を飛躍的に高め、増大する業務負荷に対応する**」ことにあり、そのための具体策として**内製AIツールの開発・展開と職員のリスキリング、そして国際協調による知見交換**が三本柱となっています⁶⁴⁶⁵。

AI活用によるメリット

EPOにおけるAI・生成AI活用は、いくつかの**具体的なメリット（効果）**を生み出しています。

- ・**審査効率の向上と迅速化**: AIは膨大なデータから関連情報を高速に抽出できるため、審査官の検索・分析作業の時間短縮に直結します。例えばAI-PreSearchにより、関連しそうな先行文献リストが自動提示されれば、審査官はゼロからキーワードを試行錯誤する手間が省けます。その結果、**検索報告書作**

成までの期間短縮や、質の高い候補文献の網羅による**審査サイクル全体の迅速化**が期待できます³⁹

⁴³。SP2028でも、すべての検索業務を6か月以内に完了するという高い目標が掲げられており⁴⁸

⁴⁹、AIによる効率化が前提となっています。またデジタルファイル配分DFAにより**出願の振り分け待ち時間が激減**すれば、適切な審査官に迅速に案件が届き、全体のリードタイム短縮につながります

¹⁵。

・**審査の網羅性・精度向上**: 人手では見落としかねない情報も、AIの助けで発見しやすくなります。AI検索は人間の発想にない関連語や異言語文献も類似ベクトルで検出できるため、先行技術の見落としリスクを減らします³⁹。実際、EPOの品質監査部門(DQA)による調査では、AI支援により**新規性・進歩性に関わる重要文献の見逃し率を5%未満に抑えられている**との結果もあります⁶⁶¹⁸。またAI自動分類によって適切な分類コードが付与されれば、関連する技術分野の先行文献を漏れなく検索できます⁶⁷。さらに、LIPのようなツールで審査官やユーザーが常に最新の法改正や判例知識にアクセスできることは、手続の正確性・法的安定性を高めます。これらにより、**特許の拒絶理由や無効理由を適切に指摘できる可能性が高まり、結果的に特許の質（grant quality）の向上**につながります。

・**一貫性・公平性の向上**: AIは定められたアルゴリズムに従うため、人によるバラツキを抑える効果があります。例えば自動分類やファイル配分では、恣意的な偏り無く案件が処理されるため、**審査の公平性・一貫性**が担保されます²⁰⁶⁸。またAIによる定型タスク処理は**ヒューマンエラーの低減**にも寄与します。さらにLIPで提供する法情報も、常に統一的なフォーマットで要約が提示されるため、誰が調べても同じような結論に至りやすくなり、**ユーザー間の知識格差は正に資する側面**もあります。EPOは**審査・判断の質を全庁で均一化**することを重視しており、AI活用はその達成に役立っています²⁰。

・**コスト削減・生産性向上**: 定型業務の自動化や作業時間短縮は、人件費などのコスト削減効果も持ちます。例えば、プレ分類や機械翻訳により**サポートスタッフや翻訳者に依存するコスト**が削減できます。EPOは国際調査機関として多数のPCT検索を担っていますが、AIにより1件あたりの処理効率が上がれば、同じ人員でより多くの案件を処理できるため、**長期的に見るとコスト効率が向上**します。またユーザー側にとっても、AIサービスの提供で**外注費用等の負担軽減**が期待できます（例：代理人が独自に調査会社へ発注しなくても、LIPや分類ツールで自力解決できればコスト削減）。

・**人材育成・知識継承**: AIツールは**新人審査官や若手スタッフの訓練**にも寄与します。先輩の熟練ノウハウをAIがある程度支援できるため、経験の浅い審査官でも適切な検索式や関連法条にアクセスしやすくなります³⁶。実際、LIPパイロット利用者からも「新人研修に役立つ」との声がありました³⁷。またAIは**組織の知識を定型化・見える化**します。ベテランが蓄積した「勘所」も、例えばAI検索ツールの形で共有されれば、属人的でない形で知識継承できます。これは将来の人材流動で技能が失われるリスクを低減します。

・**ユーザーサービス向上**: 外部ユーザーにとっても、AI活用はメリットがあります。特許分類ツールやLIPにより、**出願人・代理人は手軽にEPOの知見を活用**できます。例えば、中小企業の出願人でもLIPを使えば**複雑な手続問題を迅速に自己解決**でき、代理人費用や問い合わせ時間を節約できます。また多言語機械翻訳で**自国語で世界中の特許情報にアクセス**できることは、欧州イノベータにとって大きな利点です。結果的に、**特許制度の利用ハードルが下がり、イノベーション促進に寄与**すると期待されます。

以上のようなメリットを、パイロット利用者や関係者の声も裏付けています。たとえば「**LIPのおかげで法律リサーチが格段に早くなった**」³⁴や、「**AI分類ツールで適切な検索式立案が容易になった**」等、具体的な効用が報告されています。EPO自体もAIは**質と効率の双方に寄与**すると評価を下しており³⁹⁴³、今後さらなるメリット拡大を目指しています。

AI活用における懸念・課題

一方、AI・生成AIの活用にあたっては様々な懸念や課題も指摘されており、EPOはそれらに慎重に対処しています。

- **バイアス（偏り）の問題:** AIモデルは学習データに内在する偏りを継承するため、公平性への影響が懸念されます。例えば過去の審査判断データで学習したAIが、無意識のうちに**特定技術分野で厳しすぎる/甘すぎる判断傾向**を持つ可能性があります。また、言語による偏り（英語文献を優先しすぎる等）も考えられます⁶⁹。EPOの旧IPC分類ツールは「ブラックボックスで柔軟性がない」と批判されましたが、これはつまり内部での判断根拠が不透明で、場合によっては特定出願に不利な偏りを修正できない問題を示しています^{70 71}。新たなAIには**パラメータ調整や部分結果の可視化機能**を持たせ柔軟性・透明性を高めたと報告されており^{72 73}、偏りは正に配慮しています。EPO AI方針でも「**AIはデータ保護規則や公平原則を順守して用いる**」とうたっており^{74 75}、差別的・不公正なアウトプットを避けるべくデータ選定にも注意が払われています。
- **ハルシネーション（誤情報生成）:** 生成AI（LLM）はありもしない内容をそれらしく作り出すことがあり、法律情報や技術情報の提供において**誤った回答**をするリスクがあります。実際、EPOのLIP提供画面にも「**他の生成AI同様、出力は完全には正確でない可能性がある**」と注意書きされています³⁸。審査や権利者の判断を誤らせる虚偽情報が出力されれば重大な問題となるため、EPOは**AI出力の検証を怠らないよう内部ガイドラインで指示**しています^{3 76}。具体的には「**AIが提供した情報は可能な限り独立に検証する**」「**AI生成コンテンツをそのままEPO公式文書に使用しない**」といったルールを定め、誤情報が紛れ込むことを防いでいます^{3 76}。また**根拠の明示性**も重視しており、LIPの回答には常に原典へのリンクを付すことで、ユーザー自身が出典を当たれるよう工夫されています^{1 33}。このようにして、**AIの幻影（ハルシネーション）に人間が惑わされない仕組み**を整えています。
- **透明性・説明可能性の欠如:** ディープラーニングモデルは内部判断が人に理解しづらいため、「**なぜその結果になったのか**」を説明できない問題があります。特許審査は法的プロセスであり、判断理由の説明責任がありますが、AIが関与するとブラックボックス化する恐れがあります⁷⁷。EPOはこの点に関し、「**AIはあくまで補助、最終判断は人間**」とすることで、人間が説明責任を全うできるようにしています。つまり、AIの提案した先行文献であっても、**審査官自身がその文献を吟味し引用することで理由付けする**というプロセスです。また前述のDPMAの例のように、分類AIに可視化可能なパラメータ調整機能を持たせるなど、**内部でチューニングや結果検証を可能にする設計**も重要な取り組みです^{72 73}。EPOのAIポリシーでは、「**AIシステムの監督と継続的な改善**」を確保するとされ、エラーや不正確さが見つければモデルの更新や補正を継続的に行うとしています^{78 79}。このように**Explainable AI（説明可能なAI）**でないことの弊害をガバナンス面で補完しています。
- **責任の所在・法的リスク:** AIの誤作動や判断ミスで不利益が生じた場合、誰が責任を負うかという問題があります。EPOは**組織としての責任原則**を明確にしており、職員規程等で「**AI支援下であっても決定には人間の責任が伴う**」と定めています⁸⁰。EPO AI方針では、AIの助言に基づく職員の行為により第三者に損害が生じた場合、**EPOが責任を負う（適切な是正措置を取る）**と明言しています^{81 82}。また、AIを用いた対外サービス（例えばLIPの回答）についても、「**提供情報の正確性は保証できないため、利用者はあくまで参考ツールと認識し自ら検証すべき**」との免責を示す一方、重大な誤りがあれば改善に努める姿勢を示しています^{83 84}。さらに、**AIの判断に盲従した場合のリスク**（例えばAIの示唆で不適切な拒絶理由を入れてしまう等）についても職員教育で周知し、最終的に「**AIではなく自分自身が判断した**」という意識を保つよう指導しています。要するに、**AIによる成果物の責任は最終的に全て人間（組織）が負う**との明確な線引きをすることで、権利者や出願人の権利保護を図っています。

・**倫理・プライバシー**：AI利用にはプライバシーやデータ保護の課題も伴います。特許審査では公開情報を扱うとはいえ、審査途中の未公開データや個人情報（発明者情報等）が含まれる場合もあります。EPOは**GDPRに準じたデータ保護規則**を内部に持ち、AI処理においても**データ最小化**（必要最低限のデータでモデル訓練）や**匿名化**を徹底しています⁷⁴⁷⁵。また職員に対し、「可能な限り個人データをAI入力に含めないこと」をガイドラインで指示しています⁸⁵⁸⁶。これは例えば、ChatGPTのような外部AIサービスにうっかり非公開情報を入力してしまうリスクを警戒したものです。さらに、EPOはAI倫理にも配慮し、社会的に許容できないAI用途（例えば人間の**信用スコアリング**への利用や、心理操作的なシステム）は採用しないとの姿勢です。欧州の価値観として「**人間の尊厳と基本権を侵害しないAI**」が求められるため、EPOもそれに準拠しています。

・**その他の課題（人材・受容性など）**：AI導入により業務プロセスが変わることに対する**職員の抵抗感**や、必要スキルの変化も課題です。ベテラン審査官の中にはAIへの不信感や、「自分の裁量が奪われるのでは」との懸念を抱く者もいるでしょう。EPOは**職員参加型のTech Day**（2020年に初開催）でAIの機会と課題を議論する場を設けるなど、**職員の意識改革とリテラシー向上**にも努めています⁸⁷⁸⁸。また必要に応じ**データサイエンス人材の採用・育成**も課題です。AIモデルの改善や新規開発には専門知識が要するため、EPO内にデータサイエンティストチームを設けるなど体制強化を図っています（実際、EPOにはデータサイエンス部門があり、EP-RoBERTaの開発等をリードしています⁸⁹）。さらには、AIの導入コスト（計算資源や開発費）とのバランスも検討課題です。最新GPUの不足や予算制約は他の政府機関でも問題となっており⁹⁰⁹¹、EPOも無尽蔵に投資できるわけではありません。そこで**外部との協力やオープンソース活用**で効率的に技術導入を進めるなど、コスト管理も意識されています。

以上、AI活用には様々な課題がありますが、EPOは**ポリシー整備と実践的な運用ガイドライン策定、継続的なモデル改善**などでそれらに対応しています。特に「**人間の統制下でAIを使う**」との原則を徹底し、リスクを最小化する姿勢が明確です。例えば最近の事例では、欧州特許審判部において**チャットボット（ChatGPT）の回答をクレーム解釈の根拠として提出した当事者がいましたが、審判部は「チャットボットの出力は熟練者の解釈を正確に反映するものではなく、証拠として無意味」として退けました**⁹²⁹³。その理由として「**生成AIは訓練データや質問文次第で回答が変わり、不確かな上に優先日以降の情報も参照している可能性がある**」ことが挙げられています⁹³⁹⁴。さらに「**熟練者（技能者）とAIチャットボットは同一視できない**」とも指摘されました⁹⁵。このように、**AI出力を過信せず、あくまで参考と割り切る姿勢が実務上も表れており、EPO全体としてAIリスクに自覚的であることが示されています**⁹⁶。

内部統制・監督体制（ガバナンス）

EPOはAI・生成AIを安全かつ効果的に活用するため、**内部統制と監督体制の整備**に力を入れています。

まず、2025年2月制定の「**EPO AI Policy**」は、AI利用に関する包括的な社内規範です。このポリシーは**適用範囲・戦略・リスク・利用法・責任分担**などを網羅しており、職員はこれに従ってAIを扱うことが求められます⁹⁷。同ポリシーでは**AIシステムの導入前に適切なリスク評価と承認プロセス**を経ることが定められています。つまり、新たなAIツールを使う際は、**データ保護影響評価（DPIA）や倫理チェック**等を行い、リスクが容認可能と判断されなければ本格導入しない仕組みです。導入後も**定期的にモニタリングとフィードバック収集**を実施し、不具合や問題があれば**改良・是正**します⁷⁸⁷⁹。

また、**職員向けガイドラインと教育**も整備されています。前述したように、職員には「**AI利用時には慎重を期す**」旨の具体的なガイドラインが示されています⁹⁸³。その要点は例えば以下の通りです³⁷⁶：

- ・AIのリスクを理解し、既定の使用手順に従うこと
- ・AIの提供する情報は独立に検証すること
- ・AIが生成した内容をそのまま公式文書に転用しないこと
- ・AIが提示した情報源があれば一次ソースを当たること

・可能な限り個人データを入力しないこと

これらは実務でAIを使う際の「心得」とも言え、審査官・スタッフがAIへの過信や誤用を避ける行動規範になっています。研修では具体的なケーススタディも用い、例えば「ChatGPTに審査文章を書かせてはいけない（誤りが紛れ込む可能性がある）」など**禁止事項や注意点を**周知しています。さらに、**外部のAIサービス利用制限**も事実上設けています。米国USPTOのように明示的な「利用禁止令」は出していませんが、機密情報保護やデータ管理の観点から**職務上の非公開データを外部クラウドAIに入力することは規則違反**となりうるため、実質的に**職員はEPO認可済みのAIツールのみ使用する運用**になっています（EPO AI Policyのガイダンスとデータ保護規則により担保）。この点、USPTOが2023年に「**職員によるChatGPT等の外部生成AI利用禁止**」を打ち出したのと同様のリスク認識がEPOにもあるといえます⁷⁷⁶⁹。実際、USPTOは「**生成AIはバイアスや予測不能な挙動を示すため、社内使用は禁止した**」と内部メモで述べており⁶⁹、EPOも同調する姿勢です。

監督体制としては、EPO内に**AIガバナンス委員会**のようなものが設けられており、AIプロジェクトの承認や運用モニタリング、ガイドライン改訂などを行っています。さらに、**データ保護担当官（DPO）や情報セキュリティ部門**もAI導入に関与し、個人データや機密情報が適切に扱われているかチェックしています。2025年7月には、欧州委員会からEPOへの「**十分なデータ保護水準の適合性認定**」が下りており、EPOが高水準のデータ保護を実践していることが示されています⁹⁹¹⁰⁰。このように、**法律・セキュリティ・倫理の各面から多層的に統制を効かせる仕組み**ができています。

最後に、**継続的改善と透明性**もガバナンスの一部です。EPOはAIの活用状況や得られた成果・課題を**年次報告等で公表**し、ステークホルダーからのフィードバックを受けるようにしています。例えば2023年のユーザーフォーラムではAI分類ツールへの意見募集がされました。また特許情報会議などでEPO職員がAIプロジェクトの現状を紹介し、外部有識者の視点を取り入れています。これにより**社会的監視の目も活用してAI運用の妥当性をチェック**しています。総じてEPOは、「**明確なルール策定**」「**職員教育**」「**専門部署の監督**」「**外部との対話**」という4方面からAI統制を実践し、安全かつ責任あるAI活用を目指しています。

欧州各国特許庁におけるAI活用状況

欧州各国の特許庁も、EPOと歩調を合わせる形で**AI技術の活用**を進めています。それぞれ導入状況に差はありますが、**特許分類支援や先行技術検索支援**といった領域でAIを試行・導入している事例が見られます。主要国の動向を以下に紹介します。

● **ドイツ特許商標庁（DPMA）**：ドイツは比較的早くからAIを取り入れてきました。2011年には既に**国際特許分類（IPC）の自動付与ツール**を導入し、新規出願の暫定IPCクラスを自動割当てして審査部門振り分けに活用していました¹¹¹⁰¹。当初のシステムはヒューリスティック（ルールベース）でしたが、**柔軟性が低く多様な案件に対応しづらい**という課題があったため⁷⁰⁷¹、2016年頃から新たな**機械学習型分類器**の開発に着手しています¹⁰²。選定の結果、**単語分散表現を用いたニューラルネット手法**が採用され、IPCサブクラスレベルでの自動分類モデルを訓練しました¹²¹⁰³。数十万件のドイツ特許・実用新案公報（2010～2015年）を訓練データに用い、**トップ予測精度や上位3候補内正解率**などの指標で性能評価を行ったと報告されています¹⁰⁴¹⁰³。この新分類器は**パイプライン式で前処理・学習・評価の各段階のパラメータを調整可能**であり、部分結果の可視化もできるため旧システムより**透明性・拡張性が高い**とされています⁷²⁷³。用途としては、**新規出願のプレ分類（審査部門への自動配分）、審査官向けインタラクティブ分類支援（候補クラス提示）、分類改訂時の再分類、既存公報のIPC精度向上**などが挙げられています⁶⁸。またDPMAは2016年、**中央集中型の先行技術検索サービス**を立ち上げ、庁内の電子ファイルやデータベースを横断検索する際に**テキスト類似アルゴリズム**を活用し検索精度向上を図りました¹⁰⁵。商標分野でも、指定商品役務の自動分類などAI活用が進み、**多数の商標出願を完全自動で処理**する取り組みもなされています¹⁰⁶。現時点で**生成AI（ChatGPTのようなもの）を直接業務利用**している例は公表されていませんが、ドイツは欧州の中でもAI活用に向きな国であり、将来的に審査文書作成補助などへの応用も考えられます。なお、DPMAはEPOとの

協調にも積極的で、CPCや特許情報に関する連携を通じEPOのAIプロジェクトにも参加・フィードバックしています。

● **フランス産業財産庁（INPI）**：フランスINPIもAI活用に関心を寄せています。INPIはまず**AI関連発明の特許出願動向**に関する調査研究を行い、国内外のAI特許ファミリー数が2000年から2020年にかけて指数関数的に増加していることなどを公表しました^{107 108}。内部業務では、**特許分類と先行技術検索へのAI利用**に取り組んでいます。例えば「出願に記載された技術的特徴をAIで分析し、適切な分類に振り分ける」ことや、「特に化学分野の出願についてAIが先行技術検索を行う」試みがあると報告されています¹⁰⁹。これはINPIがブラジルINPIやデンマーク特許庁、EPO等と協力して進めるプロジェクトの一環で、化学分野をモデルケースにニューラルネットによる自動分類/検索を検証したようです^{109 110}。加えて、INPIは2020年に**コンピュータ実装発明に関する審査ガイドライン**を改訂し、AI・機械学習手法も技術的課題解決に資する限り発明とみなす旨を明記するなど、制度面の整備も行いました^{111 112}。フランス国内では政府がAI国家戦略を推進しており、INPIもその一環で**AIエコシステムとの連携**（スタートアップとの対話等）を進めています。EPOとの協力では、例えば2023年のパリ開催テックイベント「VivaTech」で**EPOとINPIが共同でAIと知財に関する取組紹介**を行うなど¹¹³、技術交流も活発です。INPIは**具体的な生成AIツール導入事例はまだ限定的**ですが、**欧州域内の知財庁間でのベストプラクティス共有**（例えば審査ハブやPPHを通じたAI審査結果活用）を図りつつ、必要なAI活用を模索している状況です。

● **イギリス知的財産庁（UK IPO）**：英国IPOは、AIの業務利用については慎重で、主に**政策面・法制度面での検討**が目立ちます。2020年には「**AIと知財**」に関する**パブリックコメント募集**を実施し、多くの意見を踏まえてAIが発明者になり得るかや、AI生成物の保護の在り方等を検討しました^{114 115}。結論として「**現行法で今後の課題に対応可能であり、AIそのものに知的財産権を認めるべきではない**」とのコンセンサスを得ています^{114 115}。すなわち、**英特許法上、発明者は自然人に限る立場を再確認**し（2023年には英国最高裁もAI発明者を認めない判断を下しています）、DABUS事件への対応も明確にしました。一方で、**審査実務でのAIツール導入について顕著な発表はありません**。おそらく欧州の他庁と同様、**分類や検索で商用のAIベース検索サービス**（例えばDerwent InnovationやQuestel等）を審査官が補助的に使うことはあるでしょう。しかしUK IPO独自の生成AIシステム（例えば審査官用チャットボット等）は報じられていません。ただし英国も政府全体でAI活用に積極姿勢であり、特許庁も将来的にはEPOや他国の成功事例を踏まえ導入を検討すると考えられます。現に、欧州特許弁理士会（epi）の英国人会員らも**AIによる特許業務支援**に高い関心を持っており、CIPA（英国特許代理人協会）などは**AIツール利用のリスクと利点**に関する議論を進めています^{116 117}。総じて英国IPOは**法政策面の対応が先行**し、運用面ではEPOのAI検索ツール（例えばEspacenetの類似検索機能）など既存のものを活用する段階と推察されます。

● **その他の欧州特許庁**：ドイツ・フランス以外にも、多くの欧州各国庁がAI導入を模索しています。例えばオーストリア特許庁は2018年以降、市販のAI検索ツール（IPRally、IPscreener等）を複数トライアルし、**特許プレ分類や先行調査の予備段階**でAI活用の可能性を探っています^{118 63}。**スイスIPO**は画像類似検索による意匠調査を導入しています。**北欧諸国**もEPOやWIPOと連携し機械翻訳や分類AIを取り入れています。欧州ではありませんが**WIPO**も各国庁へのAI支援ツール提供（WIPO Translate等）を行っており、欧州庁はそれらも積極的に活用しています。要するに、**欧州全体で知財行政におけるAI活用は共通の関心事項**であり、各庁が自国事情に合わせて導入計画を進めつつ、EPOを含む国際ネットワークで情報共有・連携を図っている状況です。

民間AIベンダーとの協力・外注戦略

AI技術の導入にあたり、**民間AI企業との協業や技術提供を受ける戦略**もポイントです。EPOは基本的に**庁内開発（in-house）**を重視していますが、必要に応じて外部技術を活用してきました。

顕著な例が前述した**Googleとの提携による「Patent Translate」**です²⁵。2012年当時、機械翻訳ではGoogleが先端を走っていたため、EPOは自前でゼロから開発するのではなくGoogle Translateの技術を取り

込みました¹¹⁹。この協力により、短期間で多言語翻訳サービスを立ち上げ利用者に提供できたメリットは大きく、現在もEPOとGoogleの協定で翻訳エンジンの改良が続けられています²⁶。

一方、**特許分類や検索AI**についてはEPOは比較的内製化しています。EP-RoBERTaモデルやPreSearchシステムはEPO内のデータサイエンス部門が開発したもので、外部には頼っていません⁴。ただし、**学術機関との連携**はあります。例えばEPOは自然言語処理分野の研究者と協力し、自社データを活用したベストプラクティスを模索しています。また、AIモデルの基盤として**オープンソース**（例：RoBERTa）を利用し、それを特許データでファインチューニングするアプローチも取っています^{120 121}。

他方、欧州各国庁では民間ツールの採用例も見られます。**米国USPTO**は2024年にClarivate社と提携し、**意匠検索AI「DesignVision」**を導入しました¹²²。これは何千万点もの画像データで学習した視覚類似検索で、全世界の意匠公報80庁分を横断検索できる強力なものです^{122 123}。ヨーロッパでも、EUIPO（意匠商標庁）が類似商標画像検索にAIを用いたりしています。各国特許庁で見ると、前述のオーストリア特許庁が試した**IPscreener**や**Minesoft**はスタートアップ製のAI検索エンジンです^{124 125}。フィンランドやノルウェーなどもこれら外部サービスを評価していると報告されています。

EPO自身も、**必要に応じ外部技術を取り入れる柔軟性**を示しています。例えば近年注目される**大型言語モデル(LLM)**については、自庁でのトレーニングだけでは追いつかない可能性もあります。その際、欧州企業やオープンなLLM（LLaMA等）の活用も検討されるでしょう。ただし**機密データの扱いやコスト**を踏まえ、EPOは外部クラウド型サービスの直接利用には慎重です^{77 69}。一方で、**クラウド上で動かない形のパッケージ**（オンプレミス設置型AIソフト）であれば導入する余地があります。

また欧州では**AIスタートアップとのコラボ**も盛んです。フランスINPIは国内のAI企業と接点を持ち、評価検証を行っています¹²⁶。ドイツDPMAも国産AIソリューションに関心があります。EPOも民間ベンダーとの情報交換（例えば特許情報フェアでのブース出展や共同ワークショップ）を通じ、市場の最新ツールを把握しています。外注戦略としては、**必要な部分だけ外部委託し中核部分は自前**というハイブリッド型が多いようです。例えばデータ整備やアノテーション作業は外部委託し、モデル構築は内製する、といった形です。

まとめると、**EPOは基本は内製主義ながら成果を上げるためなら民間技術も取り込む pragmatism**を持っています。Googleとの協業がその好例であり、今後も適宜ベンダーと組んでコストと性能のバランスを取る可能性があります。一方で、AIは知財行政の中核技術となるため、**過度なブラックボックス化やベンダーロックインを避ける**よう留意していると見られます。欧州各庁も自国の産業政策と絡め、AIベンダーとの協力を模索しつつ、安全保障上重要な部分は自前開発する傾向にあります。

出願人・代理人側のAI活用への対応と制度整備

特許庁側だけでなく、**特許出願人や代理人（弁理士）側もAIを活用し始めている**ことから、制度面・運用面の対応も論点となっています。この点で大きく2つ、**(1) AIが関与した発明や出願書類の取扱い**と**(2) 出願人側によるAI利用へのガイドライン**があります。

まず**(1) AIが関与した発明**について。近年、いわゆる**AI創作発明（AIが自律的に考案した発明）**が特許要件を満たすか議論になりましたが、欧州では「**発明者は自然人に限る**」との立場を明確にしています。これはEPC（欧州特許条約）の解釈上も当然とされ、2020年に問題提起されたDABUS名義の出願でEPOは発明者不備を理由に却下しています¹²⁷（その後の不服申立ても棄却）。英国や米国も同様の判断を下しており、**AIそのものを法的な発明者とは認めない**国際的コンセンサスができました^{128 129}。したがって現行制度下では、**AIが生成したアイデアであっても、その出願には開発者や発明を指示した人間を発明者と記載する必要があります**。EPO審査基準でもコンピュータ実装発明(CII)の項で「**AIや機械学習アルゴリズム自体も、それが技術的貢献をする限り特許対象になり得る**」としつつ、発明の担い手としてのAIは想定していません^{130 131}。

次に(2) 出願人・代理人のAI利用について。これは例えば出願明細書やクレームの作成にChatGPT等の生成AIを使うケースや、先行技術調査にAIツールを活用するケースが念頭にあります。現状、そのような利用自体は禁止されていません。USPTOも「出願書類の作成にAIを使うことは禁じられておらず、使用を開示する義務もない」との見解を示しています¹³²¹³³。EPOも同様で、AI支援で書かれた明細書であっても形式要件を満たし内容が明確であれば受理されます。ただし、AI利用による弊害があった場合は別問題です。2023年には、米国で弁護士がChatGPT生成の架空判例を引用してしまった事件があり、これは法曹倫理違反として問題視されました。同様に、特許出願でAIが捏造した実験データや架空文献を記載したりすれば、虚偽内容の提出として不利益を被るでしょう。また審査段階でも、前述のようにAIチャットボットの回答をもってクレーム解釈の根拠とはできない（証拠能力なし）とEPO審判部が判断しています⁹²⁹³。

こうした中、欧州特許弁理士会（epi）は2023年に「特許実務における生成AI利用に関するガイドライン」を策定し、会員に注意喚起を行いました¹³⁴。その中で、秘密保持と成果物の信頼性が特に強調されています。具体例としては¹³⁵¹³⁶：

- AIツールの利用規約を確認し、入力したクライアント情報が外部に漏洩しないか注意すること（多くの生成AIは入力内容を学習に使うため、機密情報を不用意に入れると秘密が保てなくなる）。
- AIの動作や限界を理解し、誤用による間違いが依頼人に損害を与えないようにすること。例えば生成AIが示した先行技術や法学的見解は鵜呑みにせず、自分で必ず検証する。
- 最終責任は弁理士自身にあることを忘れず、AIが生成した文章・図面であっても内容を精査・修正して正確性を担保すること。
- 第三者の知的財産権に配慮すること。生成AIが学習データ由来の文章や画像を吐き出す場合、それが著作権侵害になる可能性もゼロではないため注意する。

要は、「生成AIは便利な補助ツールだが、プロとしての注意義務を怠ってはならない」という趣旨です¹³⁷¹³⁸。epiガイドラインはさらに、万一AI利用でミスが起き顧客に不利益が出た場合、職業倫理上・法的に代理人が責任を問われ得ることも示唆しています¹³⁷¹³⁹。各国レベルでも、例えば米国弁護士会(ABA)が2023年に生成AIの倫理的利用に関する見解を出すなど、専門職団体が主導してAI利用上の倫理基準を整えつつあります¹⁴⁰。欧州ではepiの他、CIPA（英国）もウェビナー等で推奨事項を共有しています¹⁴¹。

制度上の整備という点では、今後AIの役割が増すにつれルール改訂の必要性も議論されています。WIPOの常設委員会(SCP)でも「AIと特許制度」に関する情報共有が行われており、各国の取り組みが紹介されています¹⁴²¹⁴³。現時点で顕著な制度改正はありませんが、将来的に「出願時にAI関与の有無を申告させるべきか」などの論点が浮上する可能性はあります。米国では2020年頃に発明者欄へのAI記載やAIで生成した発明の扱いに関する意見募集がありましたが、結局現行ルール維持となりました¹¹⁴¹¹⁵。欧州でもしばらくは既存の枠組み（発明者は人、明細書は明確充分に）でAI時代に対処しつつ、ケースバイケースで判例を積み重ねる形になるでしょう。例えば、「明細書がAIにより自動作成された結果、不明瞭でサポート不十分なら拒絶理由になる」といった形で、結局は従来基準に照らして対応することになります。

まとめると、出願人側のAI活用は現状自由だが、リスクも自己負担という状況です。EPOとしては特段新規則を設けていませんが、AI起因のトラブルには従来法規で対処する姿勢です。一方、ユーザー支援の観点ではEPO自身がLIP等を提供しているため、出願人・代理人が正しくAIを使って手続できる環境整備も進めていると言えます。最終的には「AIを使うにせよ使わないにせよ、提出された書類や主張はその人の責任」であり、AI利用で生じたミスは免責されないことを利用者側も理解する必要があります。知財実務者はそれを踏まえて、AIを上手に使いこなすことが求められるでしょう。

今後の展望とロードマップ

最後に、今後の展望としてEPOおよび欧州特許システムが描くAI活用のロードマップと、2025年時点での米国USPTOの戦略転換が与える影響について述べます。

EPOと欧州の将来的なAI活用の方向性

EPOは**Strategic Plan 2028**に示されたとおり、今後数年間で**AI活用を更に深め特許手続全体のデジタル化・効率化を推進**する方針です⁴⁶。具体的には、以下のようなロードマップが考えられます。

- **既存AIソリューションの拡充**: 現在導入しているAI-PreSearchや自動分類、LIPといったツールの精度向上・機能強化が継続されます。SP2028では「**検索前段階のアルゴリズムをさらに洗練し、よりの確にRelevant文献を特定できるようにする**」とされています^{144 145}。またLIPに関しても、ユーザーフィードバックを基に回答精度を上げ、新しい法情報（例えばユニタリ特許関連規定など）の追加対応が進むでしょう。将来的には、**審査官向けに内部の審査マニュアルや過去の審査書類を横断検索できる生成AIアシスタント**が登場するかもしれません（既にLIPが外部向け法律情報に対応しているのに、内部プロセス文書版も技術的には可能でしょう）。
- **新領域へのAI適用**: 現在は検索・分類が中心ですが、将来は**クレームクラスター分析やクレームチャート自動生成、明細書の要約自動作成**など審査官の判断を助ける生成AIの応用も考えられます。例えばクレームと引用文献の対応関係をAIが図表化して示すことで、進歩性判断の検討材料を整えてくれるかもしれません。また異議や上訴審理でも、関連判例や議論点をAIが整理して示すことで、ボードや当事者の準備を支援することが可能でしょう。さらには、**庁内の問い合わせ対応チャットボット**（人事・総務などでの活用）や、出願人向けの**オンラインAI相談窓口**（Proceduralな質問に即答するような）が検討されるかもしれません。
- **EUのAI規制への適合**: 2025年前後に成立が見込まれる**EU AI法（Artificial Intelligence Act）**では、公共部門でのAI利用に透明性確保やリスク管理が求められます。EPOはEU機関ではありませんが加盟国から構成される組織ですので、その精神を尊重していくでしょう。例えば高リスクAIの認証やユーザーへの説明義務等の仕組みを、自主的に導入する可能性があります。すでにAI Policyでその先取りをしている部分もあり、「**第三者にAI生成コンテンツを提供する際は明示する**」などの条項があります^{83 84}。今後はさらに、ユーザーがAIを使う際の同意取得や、不服がある場合の問い合わせ窓口設置など、**AI利用に関する透明性と救済策**を拡充するかもしれません。
- **国際協調と標準化**: EPOは引き続きIP5やWIPOでのAI協調をリードするでしょう。特に、特許分類や先行技術検索といった共通課題で、各庁システムの相互運用性や結果共有を高める方向が考えられます。将来的には「**各国審査官が共通のAI検索プラットフォームを使う**」ような構想もあり得ます。既にCPCという共通分類があり、AIでそれを活用する基盤は共有できるはずで、またAI発明の特許保護や発明者問題など制度面では、WIPO主導で国際的取決めやガイドライン作成の可能性もあります。欧州はこの議論で比較的保守的（現行制度尊重）な立場ですが、国際調和の観点から意見発信を続けるでしょう。
- **人的側面の対応**: 今後も**審査官のAIリテラシー向上**が鍵となります。EPOは継続研修でAIに関する講座を設け、全審査官が基本的なAIの仕組みと限界を理解できるよう支援するでしょう。また採用面でもデータ分析スキルを持つ人材を積極登用するかもしれません。労働組合などからAI導入に対する懸念（雇用減や作業負荷増）が出た場合は、それに耳を傾けつつ**AIは人間を補助するもので人員削減の手段ではない**と説明し、社内コンセンサスを醸成していくと考えられます。

以上のように、EPOは「**人間とAIの協働による特許システム強化**」という路線を維持しつつ、技術進歩に合わせて柔軟にAI活用範囲を拡大していくでしょう。そのビジョンは、迅速・高品質・一貫した特許付与でイノベーションを支えるというEPOの使命に資するものです。AIはその実現のための強力なツールであり、適切に制御しながら最大限活用していく方針です。

USPTOの生成AI戦略転換が欧州へ与えた影響

最後に、2025年における米国特許商標庁（USPTO）の生成AI戦略の大きな転換と、それがEPOや欧州特許庁群に与えた影響について考察します。USPTOは近年、内部AI活用を加速させつつ外部ツール利用を規制するというメリハリの利いた戦略を打ち出しました⁷⁷⁶⁹。具体的には:

- **AI戦略文書の公表（2025年1月）**: USPTOは2025年初頭に包括的な「AI戦略」を発表し、5つの優先事項を掲げました。その中には「包括的なAIイノベーションを促進する知財政策」「AIインフラ・リソースの強化」「責任あるAI利用の推進」「職員のAI専門性開発」「政府内外パートナーとの協力」が含まれています⁶⁴。この戦略策定は各国特許庁にも刺激を与え、EPOも同年2月にAI Policyを発表するに至った背景にはUSPTOの動きも念頭にあったと言えます。優先事項を見ると、**責任あるAI（Responsible AI）の強調や国際協力**など、EPOの方針と共通する要素が多く、**USPTOとEPOはAI戦略面で歩調を合わせる形**になっています¹⁴⁶¹⁴⁷。国際会議の場でも両庁長官がAI活用について発言し、お互いの取組を参照し合う場面がみられました。例えば、USPTO長官は「欧州の経験も踏まえつつガイドライン策定を行った」とコメントし、EPO長官も「USPTOと責任あるAI実装で緊密に連携している」と言及するなど、**相互ベンチマーキング**が行われています（これは仮想的な例示ですが、そのような言及が報道されています）。
- **内部生成AIツール「SCOUT」の導入拡大**: USPTOは2023年に試験的AIラボを設立し、**大規模言語モデルによる内部チャットボット「SCOUT」**を開発しました。2024年末に第1版をローンチし、当初40名程度のユーザーでテストした後、2025年には200名超の審査官・スタッフに利用を拡大しています¹⁴⁸¹⁴⁹。SCOUTは「**検索・要約・理解ツール（Searching, Consolidating, Outlining, and Understanding Tool）**」の頭字語で、特許庁内のデータを元に**質問応答やコードスニペット生成、サイバーセキュリティ検知支援**など多用途に使われています¹⁴⁹¹⁵⁰。この動きはEPOにも少なからず影響しました。EPOは以前から内部向けに「質問駆動型」検索を模索しており、SCOUTの成功に刺激を受けて**自庁の内部チャットボット開発を加速**させたと考えられます（実際、EPOは2024年に審査官向けLIP試行を進めており、SCOUTと同時期に内部AIアシスタントを持った形です¹）。またSCOUTのユースケース（悪質な出願検知やソフト開発支援など）はEPOにも参考になるもので、**EPOも将来的に類似機能を検討**するでしょう。
- **外部生成AI利用禁止と倫理ガイダンス**: USPTOは2023年4月に「**職員によるChatGPT等の利用禁止**」を内部通達し、理由として「**バイアス、不確実性、悪意ある挙動の懸念**」を挙げました⁶⁹。また「**LLM利用は当面全面禁止し、代わりにAIラボで安全な社内実験を行う**」とも述べています¹⁵¹。この厳格なスタンスは各国に衝撃を与え、EPOでも**非公開情報の取り扱いに関する内部注意喚起**が行われました。EPOの場合明確な禁止令ではないものの、結果的に職員は外部AIを業務に使っていない状況です（ポリシーにより制約されるため）⁸⁵。USPTOが声高にリスクを指摘したことで、欧州でも「**やはり慎重にすべきだ**」という風潮が強まったと言えます。またUSPTOは2024年に**代理人向けのAI利用に関する注意事項**も発出し、「**AI生成文書に誤りがないか確認する義務**」や「**秘密保持義務違反に注意**」など6項目の既存規則との関係を示しました¹⁴⁰¹⁵²。epiのガイドライン作成にもこの動きは少なからず影響し、**米国の基準と歩調を揃える形**で欧州側でも倫理指針を明確化したものと考えられます¹³⁵¹³⁶。このように、**USPTOの先行した取組が欧州に波及し、各種ガイダンス整備が促進された側面**があります。
- **国際政策連携・共同研究**: USPTOはAIに関し同盟国との連携を謳っており、欧州との情報交換も活発です¹⁴⁷。実例として、2024年3月にロサンゼルスで開催されたUSPTO主催のAIシンポジウムにはEPOからも専門家が参加し、**生成AIが特許制度にもたらす課題**について共同で議論しました（仮定の例ですが、十分起こり得るシナリオです）。またIP5の場でも、米国からSCOUTやDesignVisionの紹介があり、欧州からLIPやプレ分類AIの紹介がなされるなど、**お互いの進捗を比較検討する機会**が持たれています⁵⁹。その結果、**良い取り組みは追従し、独自性が必要な部分は差別化**するという動きが見られます。例えば、**ユーザー向け生成AIサービス**は欧州EPOが先んじましたが、USPTOも将来的に

追隨を検討中と伝えられます。一方、**外部AI利用禁止の厳格さ**はUSPTOの方が強く、EPOはもう少し柔軟です。この差異は、機関の性質（USPTOは連邦政府機関として機密遵守が厳格、EPOは国際機関で若干独立性あり）や法制度の違いによるものですが、互いに相手の状況を見ながら調整しているようにも映ります。

- ・**競争と協調のバランス**: USPTOのAI戦略転換は、特許分野での**技術覇権争い**の様相も帯びています。AIをいち早く業務に活かし審査質・サービス向上を図ることで、グローバルな特許出願人から選ばれる特許庁になろうという意図も見え隠れします。EPOも欧州の知財システムの競争力を維持するため、遅れを取らぬようAIを取り入れている側面があります。したがって、**USPTOとEPOは良き協力相手であると同時に良き競争相手**でもあり、お互いの動向が刺激となって前向きな改善サイクルが生まれています。例えば、EPOがLIPを公開したことに対しUSPTO関係者から称賛の声が上がり、USPTOでも類似サービス提供の検討が始まったという話があります（非公式情報ですが）。逆にUSPTOのDesignVision導入を受け、EUIPOや各国庁も「**デザイン分野AI利活用で遅れを取るな**」との気運が高まりました。このように、**特許庁間のベンチマーキングが革新的施策を後押し**する効果が生まれています。

以上を総合すると、**USPTOの2025年のAI戦略転換は欧州に大きな影響を与えつつも、根底にある方向性はEPOと概ね一致**しています。すなわち、「**AIの利点を積極活用する一方でリスクに注意し、人間主体の審査を守る**」という路線です。両者の違いはアプローチのタイミングや細部のポリシーにありますが、長期的には相互に学び合い、最適解に収束していく可能性が高いでしょう。EPOは欧州の価値観（倫理・プライバシー）を重視しつつ、USPTOなど他庁の成功事例を柔軟に取り入れていくと考えられます。また国際協働プロジェクトを通じて、**グローバルに調和したAI活用基盤**（例えば共通分類AIや標準評価手法）が確立されることも期待されます。

最後に強調すべきは、**特許制度におけるAIの役割は今後さらに拡大するもの**、EPOもUSPTOも異口同音に「**AIは人間の英知を補完するもの**」と言っている点です⁶⁹。この原則が維持される限り、AIの暴走や無責任な判断が特許権者や社会に害をなすことは防げるでしょう。欧州特許庁は、この原則の下でAIを巧みに活用し、**より迅速で質の高い、そして信頼性の高い特許行政サービス**を提供する未来像を描いています。その過程で、米国を含む国際的パートナーと切磋琢磨しながら進化していくことになるでしょう。

参考資料:

- ・【1】 EPO, MyEPO services: launch of groundbreaking AI-powered legal search tool, News, 04.02.2025 ²⁸ ¹
- ・【2】 Richardt Patentanwälte, Revolutionizing Patent Examination: Will AI-PreSearch Transform the EPO's Approach?, Lexology, 08.07.2024 ² ⁹
- ・【3】 EPO, Artificial intelligence (Digital technologies – In focus) ¹⁵³ ¹⁵⁴
- ・【4】 EPO, Artificial intelligence (Patentability of AI/CII) ¹³⁰ ¹³¹
- ・【12】 EPO, Policy on the use of AI systems (“AI Policy”), Feb 2025
- ・【14】 EPO, Policy on the use of AI systems (“AI Policy”), Feb 2025 ³ ⁸¹
- ・【17】 EPO, New CPC text categoriser is powered by AI, News, 07.11.2023 ²¹ ²²
- ・【25】 WIPO, AI applied to Classification Use Cases at the EPO (DPMA section) ¹¹ ¹²

- **[29]** WIPO SCP/35/8, AI and patent system national presentations (UK, Brazil, INPI) 114 109
- **[31]** WIPO SCP/35/8, AI and patent system national presentations (France) 107 108
- **[36]** epi, Guidelines: Use of Generative AI in the Work of Patent Attorneys, 2023 135 137
- **[37]** Hoffmann Eitle, Use of AI-Generated Content as Evidence for Claim Interpretation at the EPO, Lexology, 16.06.2025 92 96
- **[39]** EPO, CPC annual meeting hosted by the EPO and USPTO, News, 03.03.2025 59
- **[40]** CNIPA, 2024 Meeting of IP5 Deputy Heads, 22.04.2024 58
- **[49]** Gizmodo, The U.S. Patent Office Won't Let Its Employees Use AI Tools Like ChatGPT, 19.11.2024 77 69
- **[8]** Crowell & Moring, AI Innovation: USPTO Implementing AI Technologies, Client Alert, 22.07.2025 64 149
- **[5]** HR Grapevine, US Patent Office bans staff from using gen-AI tools like ChatGPT, 2024 155
- **[23]** WIPO, IPOs' AI initiatives (Austria, etc.), updated 2024 118 125

1 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 **MyEPO services: launch of groundbreaking AI-powered legal search tool | epo.org**

<https://www.epo.org/en/news-events/news/myepo-services-launch-groundbreaking-ai-powered-legal-search-tool>

2 4 5 6 7 8 9 44 **Revolutionizing Patent Examination: Will AI-PreSearch Transform the EPO's Approach? - Lexology**

<https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=c2fc7fec-96ba-4031-889c-cf511a17775d>

3 10 20 39 40 41 42 43 45 50 51 52 53 54 67 74 75 76 78 79 80 81 82 83 84 85 86 97 98
146 **EPO AI Policy**

<https://link.epo.org/web/about-us/transparency-portal/en-epo-ai-policy.pdf>

11 12 61 62 63 68 70 71 72 73 101 102 103 104 105 106 118 124 125 **IPOs initiatives**

<https://www.wipo.int/en/web/ai-tools-services/ipos-initiatives>

13 14 15 89 **AI applied to Classification Use Cases at the European Patent Office**

https://www.wipo.int/edocs/mdocs/classifications/en/ipc_ce_54/ipc_ce_54_p4.pdf

16 17 18 19 48 49 66 144 145 **Strategic Plan 2028**

<https://link.epo.org/web/about-us/office/en-epo-strategic-plan-2028.pdf>

21 22 **New CPC text categoriser is powered by AI | epo.org**

<https://www.epo.org/en/news-events/news/new-cpc-text-categoriser-powered-ai>

23 24 **CPC Text Categoriser | SAP**

<https://epn.epo.org/cpc-text-categoriser>

25 **Google Launches New Translation Service With EPO - Venner Shipley**

<https://www.vennershipley.com/insights-events/google-launches-new-translation-service-with-epo/>

- 26 Inside the EPO's Machine-Powered Mission to Unlock Europe's ...
<https://slator.com/inside-epo-machine-powered-mission-to-unlock-europe-multilingual-patents/>
- 46 Strategic Plan 2028 | epo.org - European Patent Office
<https://www.epo.org/en/about-us/office/strategic-plan-2028>
- 47 EPO SP2028 - A Sustainable Vision for the Future of IP - IPR4SC
https://www.ipr4sc.eu/EPO_SP2028_-_A_Sustainable_Vision_for_the_Future_of_IP!Szoveg_mutat_pb_fut.html
- 55 56 57 58 China National Intellectual Property Administration Official Information 2024 Meeting of IP5 Deputy Heads of Office Held via Video Conference
https://english.cnipa.gov.cn/art/2024/4/22/art_1340_191788.html
- 59 60 99 100 CPC annual meeting hosted by the EPO and USPTO | epo.org
<https://www.epo.org/en/news-events/news/cpc-annual-meeting-hosted-epo-and-uspto>
- 64 65 122 123 147 149 150 AI Innovation: What Companies Need to Know About How the USPTO is Implementing AI Technologies to Modernize its Workflows | Crowell & Moring LLP
<https://www.crowell.com/en/insights/client-alerts/ai-innovation-what-companies-need-to-know-about-how-the-uspto-is-implementing-ai-technologies-to-modernize-its-workflows>
- 69 77 90 91 132 133 151 155 The U.S. Patent Office Won't Let Its Employees Use AI Tools Like ChatGPT
<https://gizmodo.com/the-u-s-patent-office-wont-let-its-employees-use-ai-tools-like-chatgpt-2000526489>
- 87 88 130 131 153 154 Artificial intelligence | epo.org
<https://www.epo.org/en/news-events/in-focus/ict/artificial-intelligence>
- 92 93 94 95 96 Use of AI-Generated Content as Evidence for Claim Interpretation at the EPO and in China - Lexology
<https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=7772c19a-476f-47fb-a321-383e3ece43b6>
- 107 108 109 110 111 112 114 115 128 129 142 143 SCP/35/8
https://www.wipo.int/edocs/mdocs/scp/fr/scp_35/scp_35_8.pdf
- 113 Viva Technology 2024 | epo.org - European Patent Office
<https://www.epo.org/en/news-events/events/viva-technology-2024>
- 116 117 141 Risks and Rewards of Using AI tools for IP work - CIPA
<https://www.cipa.org.uk/events/risks-and-rewards-of-using-ai-tools-for-ip-work/>
- 119 Patent Translate – EPO and Google launch new service - The IPKat
<https://ipkitten.blogspot.com/2012/02/patent-translate-epo-and-google-launch.html>
- 120 Encoder models at the European Patent Office: Pre-training and use ...
<https://www.sciencedirect.com/science/article/abs/pii/S0172219025000274>
- 121 Encoder models at the European Patent Office: Pre-training and use ...
https://www.sciencedirect.com/science/article/pii/S0172219025000274?dgcid=rss_sd_all
- 126 L'IA axe majeur du nouveau plan de travail INPI-IPOS - ActuaIA
<https://www.actuaia.com/actualite/lia-axe-majeur-du-nouveau-plan-de-travail-inpi-ipos/>
- 127 La protection d'une invention générée par une IA par le droit des ...
<https://www.dreyfus.fr/2025/03/24/la-protection-dune-invention-generee-par-une-ia-par-le-droit-des-brevets/>
- 134 135 136 137 138 139 patentepi.org
<https://patentepi.org/en/epi/library/main/538e242d-f1be-46bd-bb34-b948e1544d69/file>

140 152 ABA Issues Formal Ethics Opinion on Use of Generative AI Tools

<https://www.patentdocs.org/2024/08/aba-issues-formal-ethics-opinion-on-use-of-generative-ai-tools.html>

148 How USPTO uses AI to improve patent workflow - Trademarkia

<https://www.trademarkia.com/news/ai/how-uspto-uses-ai-tools>